

○旧森田銀行本店条例施行規則

平成18年3月20日
教育委員会規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、旧森田銀行本店条例（平成18年坂井市条例第171号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限等)

第2条 指定管理者は、他人に危害を及ぼし、又は公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者に対し、入館を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じることができる。

(入場者の遵守事項)

第3条 入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 騒音、怒声を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (4) その他施設管理者又は利用者の指示に従うこと。

(利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、旧森田銀行本店の利用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設及び設備等をき損又は汚損しないこと。
- (2) 収容定員を超えて入場させないこと。
- (3) 許可を受けずに寄附金等の募集、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに壁、柱、扉等に広告、はり紙、釘打ちその他これに類する行為をしないこと。
- (5) 火災、盗難、事故等の発生を防止する措置をとること。
- (6) その他施設管理者の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第5条 利用者は、旧森田銀行本店の利用が終わったときには、速やかにこれを原状に復し、係員の点検を受けなければならない。

(指定管理者による管理の期間の限度)

第6条 指定管理者が旧森田銀行本店の管理を行う期間の限度は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理業務に係る会計の区分経理)

第7条 指定管理者は、指定管理業務に係る収支及び損益を指定管理者の他の業務に係る収支及び損益と明瞭に区分し、整然と経理しなければならない。

(細目)

第8条 教育委員会は、条例及びこの規則を実施するため必要があるときは、指定管理者に旧森田銀行本店の利用及び管理の細目について定めさせることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の旧森田銀行本店の管理運営に関する条例施行規則（平成12年三国町教育委員会規則第6号）の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日から指定管理者が管理を開始する日第2条の規定中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。